

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（515））

2. 日時：平成29年11月30日 10時00分～11時55分
15時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室、13階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他13名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」、「12条 安全施設」、「24条 安全保護回路」について、11月24日のヒアリングにおける提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<安全施設>

- 緊急時対策所を東海第二発電所と東海発電所で共用するのか整理し、また共用する場合は共用によって安全性を損なわないとする根拠を整理して提示すること。
- 事故時における静的機器の単一故障を仮定した影響評価について、添付書類十の影響評価との関係を整理して提示すること。

<安全保護回路>

- 基準への適合性の観点から、安全保護回路のうちデジタル演算処理を行っている機器に対する不正アクセス行為防止のための措置について、整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 溢水による損傷の防止等
- ・ 東海第二発電所 安全施設